

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 30,574百万円
12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 430百万円
13. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。
金銭信託 517百万円

会計監査人の状況

- 氏名又は名称（2018年度）
有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 山口 弘志
指定有限責任社員 大竹 新

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	7,787百万円
貸倒引当金	5,672百万円
有価証券償却	2,645百万円
減価償却費	312百万円
繰延ヘッジ損益	2,218百万円
その他	3,669百万円
繰延税金資産小計	22,305百万円
評価性引当額	△2,869百万円
繰延税金資産合計	19,436百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△181,927百万円
その他	△45百万円
繰延税金負債合計	△181,972百万円
繰延税金負債の純額	△162,535百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.9%
住民税均等割等	0.2%
評価性引当額の増減	△0.3%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。